



未来をつくる。みんなで作る。



2022 春季生活闘争三重県総決起集会 および 第26回参議院議員選挙勝利総決起集会

開催



▲オンラインで開催



▲拍手で意思統一を図る



▲全員の当選を！



▲記者会見(2月21日)



▲闘争委員会で情報交換(2月25日)



▲三重県への春闘要請(3月16日)

3月5日、三重県勤労者福祉会館においてZoomウェビナーのオンライン形式で開催し、組合員約330名が視聴しました。

第1部の「2022春季生活闘争三重県総決起集会」では、主催者代表で番条会長より「2014年から続く賃上げの流れを止めることなく、雇用の確保を大前提にすべての労働組合が賃上げの要求を行い、交渉に臨む。粘り強い交渉を行う中で、労使で理解し合える結果を導き出し、その成果をコロナ禍の影響を受けている業種・業態で働く仲間、非正規雇用で働く女性労働者を含めた多様な仲間、労働組合のない職場で働く労働者にも波及させていく」と挨拶しました。

続いて、松山副会長から連合三重2022春季生活闘争の取り組み内容の説明、構成組織から民間労組代表で電機連合の小田正亮さん、官公労組代表で三教組の小山 樹さん、パート・有期雇用労働者代表でJP労組の土田ゆかりさんから決意表明をいただきました。

その後、青年委員会委員長の矢野将太さんによる集会アピールと、女性委員会副委員長の山田章世さんによる3.8国際女性デーアピールを参加者全体で確認し、最後は伊藤副会長の挨拶と全体の拍手で意思統一を図りました。

第2部の「第26回参議院議員選挙勝利総決起集会」は、三重県選挙区立候補予定者の芳野正英さんによる決意表明、比例区候補予定者出身の9組織(自動車総連、電機連合、自治労、UAゼンセン、三教組、JP労組、電力総連、基幹労連、情報労連)から決意表明をいただき、最後は番条会長の発声で連合三重が推薦する候補予定者全員の必勝に向けた拍手にて閉会しました。

『ジェンダー主流化』で社会を変えていこう

～3.8国際女性デーでアピール行動を～

3月8日は「国際女性デー」です。今年の3.8国際女性デー全国統一行動のテーマは、“職場からChange, Challenge, Movement! 「ジェンダー主流化」で社会を変えていこう”です。

連合三重では、学習会や街宣行動を予定しておりましたが、長引くコロナ禍により街宣車でオリジナル音源を流すアピール行動に変更しました。3月8日を中心に10地協の協力のもと、男女間の賃金格差の是正、女性が活躍できる雇用環境の整備やジェンダー主流化の重要性などを訴えて、街宣車で県下各地をまわりました。

各地協の
街宣取り組みを
掲載しています



▲音源を流してアピール行動



国際女性デーとは？

国際女性デーは1857年、ニューヨークの被服工場で多くの女性が亡くなった火災事故をきっかけとして、3月8日に行われた低賃金・長時間労働への抗議行動が起源とされています。

連合は、1996年から春季生活闘争の中に国際女性デーの行動を位置づけ、全国で統一行動を実施しています。

ロシアの ウクライナ軍事侵略に反対！



2022年2月21日、ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は、ウクライナ東部の親ロシア派勢力が掌握する2つの地域の独立を承認し、同24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これら一連の行為は、ウクライナの領土と主権を侵害し、紛争の平和的解決を義務付ける国際法に反するものです。

また、軍事侵攻に際しての核兵器保有誇示の姿勢や核兵器の使用を示唆する発言、同27日の戦略的核抑止部隊への「特別警戒」命令など、本年1月にロシアを含む核兵器保有5カ国が発出した共同声明にも反するものです。

連合は、ロシアのウクライナ軍事侵攻を厳しく非難し、即時の作戦中止・撤退と核兵器反対・恒久平和を強く求めるためのアピールボードアクションなどの緊急アピールを行っていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



詳しくは
連合ホームページ・特設ページ開設を参照



▲「戦争反対」・「平和と対話を」



▲アピールボード▲

連合の政策実現に向けて下記の 立候補予定者を支援します！



【第26回参議院議員選挙】 まさ ひで よしの 正英 (新人)

コロナ禍や相次ぐ自然災害、ロシアによるウクライナ侵攻。

日本を取り巻く環境は厳しさを増しています。

特にコロナによる世界経済の縮小とウクライナ侵攻により、あらゆる商品の値上げが始まっています。一方で、給与はこの20年間上がっていませんので、インフレの影響で生活が苦しくなってきます。さらに資材価格の高騰で企業の利益が圧迫される恐れもあります。

参議院選挙は、私たちの暮らしや雇用を守るための大切な選挙です。

今こそ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、よしの正英、そして連合推薦の比例候補へのご支援をよろしくお願いいたします。

【名張市長選挙】



きた がわ ひろ ゆき 北川 裕之 (新人)

告示日 2022年4月10日(日)
投開票日 2022年4月17日(日)

【玉城町長選挙】



つじ むら しゅう いち 辻村 修一 (現・4期)

告示日 2022年3月29日(火)
投開票日 2022年4月3日(日)

三重大学共同研究

「働くということと労働組合」の講義を行う



三重大学 × 連合三重



連合では、これから社会に出る若い世代に労働組合や連合の役割を伝えるため、日本女子大学(2005年4月)を皮切りに連合寄付講座をスタートしました。2021年度現在で、連合の関係団体(教育文化協会)が主体に運営する6大学、地方連合会が主体に運営する20大学の計26大学において講座が開設されており、2019年度までにのべ約19,226名が受講されています。

連合三重では、2012年12月に三重大学と協定書を締結し、2013年10月から『働くことと労働組合』をテーマに、社会人としての責任や働くことの意義と働く者を守る労働法制などについて講義を行ってきました。講師には、組合役員をはじめ、三重県、三重労働局、三重県経営者協会、三重県社会保険労務士会、三重県労福協など、関係団体の協力を得て、三重大学との共同研究として開講しました。

しかし、コロナ禍により学生と対面での講義が困難になり、2020年～2021年度についてはリモート(WEB)講義に変更となり学生とディスカッションをする代わりに、講義の振り返りなどを行いました。

連合三重は、引き続き、組織内外への労働教育や労働に関するワークルール、働く者の権利などを学べる機会の充実をめざした取り組みを進めていきます。



▲三重大学での授業の様子



▲学生とのディスカッション



▲リモートによる
番条会長の講義



▲藤本准教授による講義

受講学生の感想

- 労働組合は「古くて暗い」というイメージだったが「社会を変えるために労働組合は存在する」と聞き、「古くて暗い存在ではなく、新しいことに挑戦して社会を明るくする存在」と気づかされた。
- 普段の授業と違い、実際に現場の第一線で活躍されている方たちが、毎週違ったテーマで話を聞かせてくれるので興味深く、どのテーマも将来自分たちが深く関わる問題で、学生は社会人になる前にこの講座を受講するべきだと思った。
- 労働者を保護する機関があるというのは知っていたが、自分の身近ではなく無知だったので、それについて詳しく教わるというのは今後の役に立つと思う。この授業は学生みんなにも成長の糧になる話だと思った。

藤本先生のコメント

1年生～2年生向けの教養科目として開講してきたため、受講生側に「職場のトラブル」「組合活動の意義や内容」の具体的なイメージが乏しいことも多いなか、先生方には様々な工夫をしていただきました。

法律や経済を専攻していない学生が大多数でしたが、感想やレポートを見ると、毎回の授業の中で新しい気付きや学びを得て、社会への理解が深まったことが伺えました。

最前線で活躍している先生方だからこそこの授業に、大変感謝しております。

三重大学 人文学部
准教授 藤本 真理

2021年度後期(リモート講義)

回数	日時	講義のテーマ
第1回	10月6日(水)	三重大学の皆さんに学んでほしいこと
第2回	10月13日(水)	働くことをどう捉えるか、働くことと労働組合の重要性
第3回	10月20日(水)	知っておきたいワークルール
第4回	10月27日(水)	知っておきたい社会保障制度
第5回	11月10日(水)	三重で働きたいを応援
第6回	11月17日(水)	前半の振り返り
第7回	11月24日(水)	仲間づくりと健全な労使関係をつくる
第8回	12月1日(水)	ジェンダー平等や多様性を認め合う男女共同参画社会をめざして
第9回	12月8日(水)	労働災害防止やメンタルヘルス対策による健康と安全の確保に向けた取り組み
第10回	12月15日(水)	春季生活闘争で賃上げや労働条件の改善に向けた取り組み
第11回	12月22日(水)	中盤の振り返り
第12回	1月12日(水)	公務員職場における働きやすい労働環境の改善に向けた取り組み
第13回	1月19日(水)	労働者とその家族のための助け合い福祉活動
第14回	1月26日(水)	連合運動とは
第15回	2月2日(水)	後半の振り返りと全体のまとめ



産後パパ育休を含む 育児・介護休業法の改正ポイント

第一弾は
令和4年4月1日～

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などが改正されます。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

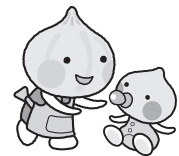
（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1) の要件を撤廃し、(2) のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
- ※育児休業給付についても同様に緩和



詳しくは
厚生労働省リーフレット参照

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化！

令和4年4月1日～

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

※個別の事案について、パワハラに該当するかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

代表的な言動の6つの類型	
1 身体的な攻撃	暴行・傷害
2 精神的な攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3 人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
4 過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
5 過小な要求	業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6 個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること



詳しくは
厚生労働省リーフレット参照

第67回 三重労使会議を開催

2月15日、三重県勤労者福祉会館において、ハイブリッドによる三重労使会議を開催しました。初めに、三重県経営者協会に対し、「連合三重2022春季生活闘争に関する要請」を提出しました。その後、労使双方の2022春季生活闘争の取り組み方針について説明を行いました。

続いて、三重県子ども・福祉部子育て支援課の西崎課長を招き、「不妊治療と仕事の両立支援に向けた三重県の取り組み」について講演をいただきました。



▲講師の西崎課長



▲オンラインによる三重労使会議

安心社会づくりに向けた福祉活動に、各種団体と連携して取り組みます

N 三重県労福協

〒514-0004 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-2855
FAX 059-229-4433
ホームページ <http://www.mie-rofkyo.jp>

豊かで、公正な社会づくりをめざして。

R 健全・安心・貢献 東海ろうさん

〒514-0003 津市桜橋2丁目126番地
TEL 059-224-0336
FAX 059-224-4819
ホームページ <http://tokai.rokin.or.jp>

私たちは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

こくみん共済 coop

〒514-0004 津市栄町4-259-1
TEL 059-227-6167
FAX 059-225-5069
ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

共済事業をととして「労働者福祉運動」をサポートします。

U 三重県住宅生協

〒514-8540 津市栄町1丁目891
三重県勤労者福祉会館内
TEL 059-225-0851
FAX 059-225-0337
ホームページ <http://www.mie-jsk.or.jp/>

理想の住まいづくりをカタチにする暮らしのパートナー。